## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康保険部 保険年金課
委託業務名	領収済通知書・歳入金収納票・収納合計報告表等の歳入金データより 「国民健康保険料システム」向け収納データを作成する電算処理業務
委託業務場所	大津市御陵町3-1
概    要	納付者が金融機関の窓口で納付書により収納した収納データを国民 健康保険料システムの消し込み用に作成する業務
契 約 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約金額	月額基本手数料 1ヶ月 20,732円 データ作成費 1件 6円
契約の相手方	〔所在地〕大津市浜町1番38号 〔名 称〕株式会社 滋賀銀行
契約相手方の 選 定 理 由	株式会社滋賀銀行は本市の指定金融機関であり、全国の金融機関窓口で取り扱われた領収済通知書の集約(OCR読取)を行っている。当該業務は、この集約されるデータから国民健康保険料システム向けの収納データを作成させることから、当該業務のみを他業者に委託した場合、データの処理で余分な時間と費用がかかることとなり、一日も早く収納状況を把握する必要がある各担当課の消込処理において大きな影響を及ぼす。以上のことから、本市のOCR読み取り業務を行う同社と随意契約する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
  - 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策 随意契約については、別途公表をしています。